

発電設備の 「理に関する条例」制定！

特別措置法（FIT 法）、資源エネルギー庁が示す太陽光発電のガイドライン、富士見町環境保全条例、急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、などに厳に準じることの中で条例は制定された。

★第 1 条 目的

太陽光発電設備の事業区域及び周辺地域における災害の防止並びに良好な景観及び生活環境の保全を図り、もって町民の安全で安心な生活を確保することを「目的」とした。

★第 2 条 定義

ポイント① 発電出力の合計が 10kW 以上 と定めた。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」により、全量売電対象は、10kW 以上と定められている。当初は 50kW で検討されたが、より厳しい基準を用いた。

| | |
|--------|------------------|
| 特定発電事業 | 発電出力の合計が 10kW 以上 |
|--------|------------------|

ポイント② 周辺住民、関係区は下記の通り。意見が分かれるポイントであった。

| | |
|------|----------------------------------|
| 周辺住民 | 事業区域の境界か 50 メートル以内の土地又は建物所有者 |
| 関係区 | 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域を含む区・集落組合 |

★第 3 条 事業者の責務

★第 4 条 土地の所有者等の責務

★第 5 条 禁止される区域

★第 6 条 事前協議

★第 7 条 特定発電事業の実施に係る許可

★第 8 条 特定発電事業の説明等

ポイント① 地域の特殊事情を事業計画に反映させることを主張できる規定を設ける。

ポイント② 特定発電事業が、関係区（周辺住民含む）の理解を得て、地域と共生し、事業が展開できるための規定を設ける。

ポイント③ 下流域の安全、安心を確保するための規定を設ける。

ポイント④ 報告書は規則で定める。報告内容を担保するため、出席代表者の署名等を要する。

ポイントの①～④は富士見町条例の特色あるルールである。

★第 9 条 特定発電事業の許可の基準等

★第 10 条 特定発電事業計画の変更の許可等

★第 11 条 特定発電事業の工事着手の届出

★第 12 条 特定発電事業の工事完了の届出

★第 13 条 特定発電事業の工事完了に係る検査

★第 14 条 許可の取消し

「富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例」

「富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例」はこう読む。

30件のパブリックコメント、全区長を対象とした説明会の開催などを経て、この条例発案には賛成・反対の多くの町民の関心が寄せられた。度重なる検討ののち草案、加筆修正検討の末に立案され、この定例会で条例は議会可決。制定された。

常任委員会でも熱心に議論され、本会議でも採決が割れたこの条例。

町民の気持ちの反映に若干の差はあるものの、富士見町を愛する想いは一つ。

今回の条例を、議会広報委員会がポイントをつけ、ひも解く。

まずは関心の高さがあげられる。



パブリックコメント、それは下記のような内容であった・・・

- ・近隣住民、関係区、下流地区からの同意に関するもの 13件
- ・特定発電事業の対象面積、出力の変更に関するもの 15件
- ・周辺住民、関係区の定義の変更に関するもの 6件
- ・禁止区域の変更に関するもの（土砂災害警戒区域、八ヶ岳景観育成重点地域、学校等公共施設付近、住宅付近、湧水付近、涵養林、ふるさとの見える丘） 12件

町民からの声に応えるべく町が制定した条例のポイントはこちら！！

★条例としては特例な「前文」が掲げられ、太陽光発電設備の設置及び維持管理に関して、町としての精神を謳ったことから始まる。

【前文】

富士見町は、雄大な八ヶ岳と南アルプス山系に囲まれた美しい眺望と豊かな自然環境を有した町である。この恵まれた環境は、町の財産であり、この環境を後世に引き継ぐことが、今後のまちづくりを進める上で重要と考える。

太陽光発電設備は、地球温暖化対策や代替エネルギーの有効な発電設備として、広く普及し、推進が図られており、殊に、富士見町は、全国的にも晴天率が高く、太陽光発電の適地とされている。更に、太陽光発電設備が、一定規模以上の土地を必要とするものであることや、長期的な事業であることから、設置に伴う災害発生の危険性や景観・生活環境への影響に対する不安が高まっている。

このため、太陽光発電設備が、富士見町の景観や自然環境と調和し、適正に設置・維持管理されることが町民の安全で安心な生活の確保と地域との共生を図る上で非常に重要となって来ている。

そのため、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する必要な事項を定めるため、ここに、本条例を制定する。

富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例

★第 15 条 特定発電事業の定期報告

許可事業者は、毎年、次に掲げる事項について、町長に報告しなければならない。

- | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------------|
| (1) 前年の特定発電事業に係る維持管理の状況 | } | 規則により定める 資源エネルギー庁への 報告義務に倣う |
| (2) 特定発電事業を廃止した後の措置の方法 | | |
| (3) 維持管理及び撤去費用の確保の状況 | | |

ポイント① 特定発電事業が、適正に維持管理・撤去されるまで、毎年の報告を義務づける。

★第 16 条 事業の承継

第 1 項 相続、売買、合併又は分割により事業を承継した者は、町長へ届け出なければならない。

ポイント① 事業者を常に掌握して行く必要性があるための規定を設ける。

第 2 項 事業を承継した者は、関係区による合意等及び許可条件についても承継するものとする。

ポイント② 事業を承継した者にも、従前の許可条件等を承継させる必要があるため。

★第 17 条 異常発生時等の対応

★第 18 条 発電終了後の適正処分

★第 21 条～ 24 条 指導及び助言、勧告、公表、国又は県への報告

- ・ 第 1 条の目的達成のため必要が認められる場合 → 指導・助言
- ・ 特定発電事業計画に従って事業を実施していない → 勧告
- ・ 勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき → 公表（氏名、名称）ホームページ等
- ・ 公表後、公表内容及び公表の事実を国又は県へ報告

ポイント① 国、県への報告により事業許可の取り消しもある。



採 決

賛成 8 票

反対 2 票

附則：この条例は、令和元年 10 月 1 日以降に着手する太陽光発電設備について適用する。

富士見町における 10kW 以上の 太陽光発電設備の設置及び維持管理に関するながれ。

